

令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田將は、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和6年9月9日(月) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 將 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 皆川 利一 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 4名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | | |

欠席委員 1名

- 渋谷 庄司 委員

3 事務局出席者

出席職員 4名

- | |
|-------------|
| 事務局長 市村 昌子 |
| 事務局次長 浅海 一洋 |
| 主 査 横山 晃 |
| 主 事 補 田中 一季 |

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農用地利用集積計画について | 3件 |
| 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について | 1件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 6件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は4名です。定足数に達しておりますので、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

10番、山田芳裕委員、

11番、皆川利一委員を指名いたします。

時田 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は1班です。

川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長

議長

時田 議長

3番、川村誠司班長

川村 班長

1班の現地調査の報告をいたします。

8月29日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農用地利用集積計画について3件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について1件の合計4件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

時田 議長

それでは、議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補

議長

時田 議長

田中主事補

田中主事補

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号1をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合することから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑5筆、合計面積3,392平方メートルの農地の賃借権による更新で、更に10年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件

を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。
以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

時田 議長 4番、石井晃委員

石井 委員 議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号1を報告いたします。

現地は、畑5筆、合計面積3,392平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を10年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

時田 議長 会議規則第10条の規定に基づき、7番、石井正美委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

時田 議長 続きまして、議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補 議長

時田 議長 田中主事補

田中主事補 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号2をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積303平方メートルの農地の使用貸借権による更

新で、更に10年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

時田 議長 鈴木久夫推進委員

鈴木 委員 議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号2を報告いたします。

現地は、畑1筆、面積303平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に使用貸借権の設定を10年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

時田 議長 7番、石井正美委員の除斥を解きます。

(石井委員着席)

時田 議長 続きまして、議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補 議長

時田 議長 田中主事補

田中主事補 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号3をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化

促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑3筆、合計面積2,960平方メートルの農地の賃借権による更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

時田 議長 7番、石井正美委員

石井 委員 議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号3を報告いたします。

現地は、畑3筆、合計面積2,960平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補 議長

時田 議長 田中主事補

田中主事補 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、をご説明いたします。

本案につきましては、松戸税務署長より、20年間の営農継続により納税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。農業委員会は現地を調査し、税務署へ回答することとなっています。

なお、税務署への回答期限は、令和6年12月20日です。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

高橋 委員 議長

時田 議長 2番、高橋雅浩委員

高橋 委員 議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、を報告いたします。

現地は、北初富地区の対象者宅の東側の道路を挟んだ場所に位置し、普通畑として適切に耕作されていました。

自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

横山 主査 議長

時田 議長 横山主査

横山 主査 議案書の5ページから7ページをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について1件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について6件の合計7件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書8ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 6年 10月 11日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 皆川 利一